

daily コラム

2023年11月10日(金)

〒140-0014 品川区大井1-7-6 THビル2階

MMIグループ TEL 03-3778-2311 FAX 03-3778-2317

Email dailycolumn@m-m-i-g.com

会社役員の社会保険加入は義務？

社会保険適用範囲の拡大で加入該当者増

企業や一定の団体などで働く人は原則社会保険に加入します。パートやアルバイト等で勤務の時間や日数が少なく加入しない場合もありますが、最近は適用範囲が広がり加入該当者は増えています。

社会保険は生活や仕事で起こる様々なリスクに備えるための制度です。病気やケガ、介護、失業、高齢になった時の生活保障等の事象が起こった時に給付を行い、生活を支えます。健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険があります。一方雇用されていない役員はどのような加入条件なのかをみてみたいと思います。

社会保険加入の条件は

まず社会保険の加入の条件を確認します。法人は基本的に社会保険に加入する必要があります。会社を設立した時は「適用事業所」となります。ただし、以下の時は適用事業所にはなりません。

- ・従業員が5人未満の個人事業所、理美容業、飲食業など
- ・農林漁業の個人事業所

続いてそこに働く人が社会保険の加入条件を満たしているかどうかです。対象となる人は会社の代表者、会社の役員（一定の

条件有）、正社員、パートやアルバイトで会社の1週間の所定労働時間の4分の3以上の労働時間、労働日数で働く人です。

ただし、4分の3未満でも従業員101人以上の企業（2024年10月から51人以上）で働く人で週の所定労働時間が20時間以上、勤務期間が2か月以上の見込み、月額賃金8万8千円以上で学生以外の人を対象となります。

会社役員の社保加入の判断は？

- ・役員報酬がない場合、加入義務はない
- ・役員報酬が払われていれば加入対象
ただし、非常勤の役員に加入義務はない
- ・定期的に出勤するなど、常勤の役員か
- ・役員会等への参加、経営に参画している
- ・仕事内容に見合った役員報酬
- ・他の会社との兼務はあるか等

また、会社役員は基本的に労災保険・雇用保険の対象外ですが労災保険は特別加入制度があります。また、兼務役員などで一部は労働者の業務を行っているときは労災保険や雇用保険も対象にされる場合があります。「兼務役員雇用実態証明書」を所轄のハローワークに提出しておきましょう。



社内から役員に就任した場合と社外から就任した場合は社会保険の手続きは異なります。

補足と解説（お客様へは1ページ目だけを送付してください）

役員と社員の社会保険適用の違い

社会保険の資格取得・喪失の手続き方法に関しては役員も社員も同じですが、役員には「労働時間」や「賃金」といった取り扱いがないため、社会保険の適用については加入する要件が違ってきます。

役員と社員それぞれの加入要件について見ていきましょう。

社員の場合の社会保険

社会保険の適用事業所に常時雇用されている従業員や週の所定労働時間が常時雇用されている従業員の4分の3以上、かつ1カ月間の所定労働日数が常時雇用されている従業員の4分の3以上である方は社会保険が適用になります。

また、週の所定労働時間や1カ月の所定労働日数が常時雇用されている従業員の4分の3未満であっても、100人を超える会社に勤務し、週の所定労働時間が20時間以上など、一定の要件を満たす方も社会保険が適用になります。

役員の場合の社会保険

会社の役員の場合は労働時間や賃金の取り扱いがないため、社員のような明確な加入要件はありません。

代表取締役のような法人の代表者は、役員報酬が支払われているなら社会保険の適用があります。取締役のような常勤の役員も代表取締役と同様です。ただし、どちらも報酬がない場合は適用にはなりません。

会社の役員の場合、社会保険に加入義務はある？
会社の役員の中でも代表取締役や常勤の役員の場合は報酬がない、あるいは社会保険料が納付できない低額な報酬でなければ社会保険の加入義務があります。

非常勤役員の場合は役員報酬の支払いがあっても社会保険の加入義務はありません。

常勤、非常勤の判断基準は以下のような材料を例として判断します。

自社に定期的に出勤しているか

自社の職の他に多くの職を兼ねていないか

役員会等に出席をしているか

役員への連絡調整、または職員に対する指揮監督を行っているか

自社において求められて意見を述べる立場にとどまっていないか

自社からの報酬が、仕事の内容に見合った、仕事に必要な費用相当額になっていないか

役員の社会保険が適用になるタイミングは？

法人の役員は、社員等から役員に昇進した場合には健康保険、厚生年金保険には加入済みですので手続きは不要です。今まで通りの健康保険、厚生年金保険が利用できます。新たに外部から役員に就任した場合、新たに健康保険、厚生年金の加入手続きが必要になります。

MoneyForward クラウド給与 人事労務の基礎知識より